

# 蓮田市における自治会への加入促進に関する協定書

蓮田市自治連合会（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部（以下「乙」という。）と蓮田市（以下「丙」という。）は、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携のもと、安心・安全で住みよいまちづくりを目指すため、蓮田市における自治会への加入促進に関して相互に協力し、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙及び丙と緊密な連携を図り加入促進を行うものとする。
- (2) 乙は、蓮田市内に所在する会員事務所を協力店とし、甲又は丙が作成した自治会への加入促進用チラシ等を協力店店頭に掲示し、新規転入者や住宅購入者等へ配布を行うとともに、アパート等の管理・仲介の新規契約時における自治会への加入促進の働きかけを行うものとする。
- (3) 乙の協力店は、当該事務所が所在する自治会に入会し、情報共有に努めるとともに、自治会行事に参加するものとする。
- (4) 丙は、甲乙それぞれの団体に対して必要な支援を行うものとする。

## （有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、平成26年11月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙丙のいずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに継続されるものとする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに申出を行うものとする。

## （情報の提供）

第4条 甲は、乙が協力事項を円滑に行うため、必要な情報を乙に提供するものとする。

## （その他）

第5条 この協定に定めがない事項若しくは疑義が生じた場合又は内容を変更する必要が生じたときは、甲乙丙が協議をして定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月20日

埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市自治連合会

甲

会 長

武内良晃



埼玉県南埼玉郡宮代町笠原2丁目2番地7 ノアコーポ2階

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部

乙

支 部 長

堀野英孝



埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市

丙

市 長

中野和信

